

## 当別町 P P A方式による太陽光発電設備導入事業 仕様書

### 1 事業内容

#### (1) 事業場所

別紙 1 のとおり

#### (2) 事業期間等

ア 協定の締結日から設備導入、運転開始及び運転期間終了後の設備の撤去完了日までを事業期間とする。

イ 設備導入期間は、令和 7 年度から令和 1 0 年度までとする。

ウ 運転期間（電力供給開始日から終了日まで）は、運転開始日から原則、2 0 年間とする。

エ 電力供給開始時期は、令和 8 年 4 月 1 日以降とし、電力需要施設及び発電設備毎に町と協議の上、決定する。

オ 運転期間終了後の措置として、原則、設備を撤去して原状回復するとともに、付近の環境について良好な状態が保持されるよう適切な措置を講じなければならない。ただし、事業者は町との合意に基づき、運転期間を延長することができる。また、運転期間を延長しない場合において、町への太陽光発電設備等の設備所有権の無償譲渡について、町と協議を行うことができるものとする。

#### (3) 契約単価

ア 本事業は、別紙 1 に示す電力需要施設で使用する高圧電力の電気需給契約、オンサイト P P A、オフサイト P P A の 3 つの契約で構成する。

イ 町は、各施設に供給された電力使用量及び発電電力供給量にそれぞれの契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。

ウ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。

エ 高圧電力の電気需給契約の基本料金単価及び電力使用料金単価は、北海道電力株式会社が公表する高圧電力料金単価の増減を参考に町と協議の上、見直しできるものとする。

オ オンサイト P P A、オフサイト P P A の契約単価は、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。

カ オンサイト P P A、オフサイト P P A の契約単価は、契約期間中において一定額とするが、オフサイト P P A 単価については、託送料金を含んだ単価とし、北海道電力ネットワーク株式会社が公表する託送料金単価の増減を参考に町と協議の上、見直しできるものとする。

キ 基準単価について、高圧電力の電気需給契約単価、オンサイト P P A 単価、オフサイト P P A 単価を次のとおり示す。提案する各電力単価は、基準単価より、出来る限り廉価となるよう検討を行うこと。

単価種別	基準単価(円/kWh)
高圧電力の電気需給契約単価	29.2
オンサイトPPA単価	22.0
オフサイトPPA単価	22.0

※高圧電力の電気需給契約単価は、基本料金に力率割引を適用した料金及び従量料金を合算し（燃料費等調整額を除く）、使用電力量で除した単価（消費税等相当額を含む）とする（再エネ賦課金、政府支援金を除く）。

#### ク 電気料金について

令和8年4月1日以降の電気料金の考え方の例

##### 【施設の電気料金】

A（基本料金）＝（施設の契約電力×基本料金×力率割引）

B（従量料金）＝（PPA供給分を除いた施設の需要電力 × 電力単価  
 ＋ 燃料費等調整額 ＋ 再エネ賦課金 － 政府支援金等）

※燃料費等調整単価は、北海道電力株式会社が公表する燃料費等調整単価とする。

C（PPA供給分）＝（PPA供給電力×PPA単価）

電気料金＝A+B+C

※本事業のシミュレーションでは、比較を容易にするため、燃料費等調整額、再エネ賦課金、政府支援金等は除く（事業者独自の割引等は含める）。実際の支払いは、燃料費等調整額（北海道電力株式会社が公表する燃料費調整単価から算出）、再エネ賦課金、政府支援金等を加味した料金とする。

#### (4) 補助金の活用

本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「交付金」という。）の活用を見込み、事業計画及び契約単価を立案すること。事業計画は、原則、各年度の交付金の限度額とすること。交付金の限度額を別紙2に示す。

## 2 事業の注意点

(1) 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

(2) 設備容量

ア 太陽光発電設備の容量は、デマンドデータを参考に電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、単独又は蓄電池を併用することで発電した電力を最大限自家消費できるように努める。

ウ プロポーザルの最優秀者決定後、オンサイト、オフサイトの詳細検討段階で、提案箇所への発電設備の設置が困難になった場合は、発電の全体設備容量を下回らないこと。また、発電単価を遵守することを前提に代替地（私有地を含む）での発電場所への変更を町と協議できるものとする。

### (3) 構造調査

設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途町から提示する施設情報を踏まえ、長期荷重、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。

## 3 各種関係手続

- (1) 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を町に提出する。
- (2) 町に対し、補助金の交付申請、候補地の使用に係る手続等々は適正に行うこと。
- (3) 固定資産税は、地方税法(昭和25年法律226条)第383条の規定により、償却資産として町に報告すること。
- (4) 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。特に、蓄電池を設置する場合においては、設置後の施設について、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意する。

## 4 導入設備についての仕様

本事業は、交付金を活用するため、交付金「実施要領別紙2」に則ること。

<オンサイトPPA>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (ア) 太陽光発電設備(自家消費型) (イ) 蓄電池
---

<オフサイトPPA>

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地 (キ) 太陽光発電設備(地域共生・地域裨益型)
---

### (1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

ウ 太陽光パネルについて、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンの含有量が、0.1wt%以下の製品を使用すること。また、JPEAの型式登録済みの製品の使用が望ましい。

### (2) 蓄電池設備

ア 蓄電システムはJIS C 4412に準拠すること。

イ 蓄電池はJIS C 8715-2(リチウムイオン蓄電池の場合)又は平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」(リチウムイオン蓄電池以外の場合)に記載の規格に準拠したものであること。

(3) その他の事項

- ア 事業者は、各候補地及び発電設備を事業以外の用途に使用してはならない。
- イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本事業に係る協定及び契約を解除し、当該候補地の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において候補地から設備を速やかに撤去するとともに、原状回復を行うこと。
- ウ 設備の設置及び撤去時に防水層等の既存施設を破損した場合は、事業者負担で修復を行うこと。
- エ 運転期間終了後及び設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には、事業者の負担で修復を行うこと。
- オ 事業者は、各候補地の管理者、周辺住民等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。また、周辺住民への説明については、理解を得るよう努めること。

5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

ア オンサイトPPAにおける候補地の施設（以下「オンサイトPPA候補地施設」という。）に設備を設置する際には、防水施工方法が分かる書面を作成し、防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。また、外壁塗装や屋上防水の保証が継続中であり、設備を設置することにより、保証が切れる場合は、事業者がその保証を引き継ぐこと。（防水施工会社に事前に確認することが望ましい。）

【施設の設計会社】

施設名	設計会社
とうべつ学園	(株) 北海道日建設計
総合保健福祉センター	日本都市設計 (株)
西当別コミュニティーセンター	日本都市設計 (株)

【施設の屋上防水会社】

施設名	防水施工業者	保証期間
とうべつ学園	ビルドプロテック (株)	令和4年3月8日～ 令和14年3月7日
総合保健福祉センター	(株) IDF	令和6年11月1日～ 令和16年10月31日
西当別コミュニティーセンター	(株) IDF	令和6年11月1日～ 令和16年10月31日

イ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

ウ 事業者はオンサイト P P A 候補地施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面、工程表等を町に提出し、確認を受ける。

エ 施工にあたり、オンサイト P P A 候補地施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。

オ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、町との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。

カ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成する。

6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

ア 事業者は、当該施設の電気主任技術者と責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト及び金具のゆるみ等の確認を行うものとする。

イ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

ウ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。

- エ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- オ 事業者は、設備導入による二酸化炭素排出量削減効果の検証方法を町に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年報告する。
- カ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

## 7 責任分担の基本事項

上記（1～6）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙3」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ア 事業者は、本事業により町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、事業期間中の損害保険として火災保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、写しを提出すること。また、損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや、現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- イ 事業期間が終了した場合又は事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止する場合は、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。なお、発電設備及びその他付帯設備の所有権を無償で移転することについて、協議を行うことができるものとする。
- ウ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- エ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止又は終了したこと等を理由として、国への交付金の返還が生じた場合は、原則、事業者が費用負担を行う。

## 8 その他

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても町と協議の上、実施できるものとする。